

裁判のいま

河原井・根津らの「君が代」解雇をさせない会

いずれも停職 6 月処分 08 年事件は最高裁に 09 年事件は高裁に係属
河原井処分は地裁で取り消され、損害を請求 根津は処分取り消し、損害とも請求

1. 処分と判決

	04年3月	04年4月	05年3月	05年4月	06年1,3月	07年3月	08年3月	09年3月
河原井在籍校 処分	七生養護 戒告	七生養護 減給1月	七生養護 減給6月	調布養護	調布養護 停職1月	八王子東養護 停職3月	八王子東養護 停職6月	八王子東養護 停職6月
根津 在籍校 処分	調布中 不起立だが処分 なし	立川二中 会場外担当	立川二中 減給6月	立川二中 停職1月	立川二中 停職3月	鶴川二中 停職6月	南大沢学園養護 停職6月	あきる野学園 停職6月
最高裁判決	河: ×	河:	河: 根: ×	根: ×	河: 根: ×	河: 根:	高裁河: 根: ×	地裁河: 根: ×

= 処分取り消し × = 処分取り消さず

2012年1.16 最高裁判決以前の東京の「君が代」不起立処分は、
不起立1回が戒告、不起立2回で減給(1/10)1月、不起立3回で減給(1/10)6月、不起立4回で停職1月、
不起立5回で停職3月、不起立6回で停職6月。

2. 07年事件は2人の処分を取り消し損害賠償も認めた(15年5月)

07年停職6月処分取り消し控訴審判決は、停職6月処分について、「自己の歴史観や世界観を含む思想等により忠実であろうとする教員にとっては、自らの思想や信条を捨てるか、それとも教職員としての身分を捨てるかの二者択一の選択を迫られることとなり、…日本国憲法が保障している個人としての思想及び良心の自由に対する実質的な侵害につながる」と判示。地裁判決が処分を加重してよい「具体的事情」とした「過去の処分歴」については、「前回根津停職処分において考慮されて」おり、06年処分から07年処分に至るまでの間に「処分を加重しなければならぬ個別具体的な事情は見当たらない」として、地裁不当判決を覆した。

同一の「過去の処分歴」を何度も使いまわすことは、「前回根津停職処分で考慮されて(おり)」との言葉を使って、明言はしていないが「してはいけない」と言ったと同義である。

加えて損害賠償について、「(国旗国歌法をめぐる)国会審議答弁の内容やその趣旨は、都教委関係者は当然に理解しておくべきものであって、これらの答弁に照らすならば、…機械的かつ一律に処分を加重することを許容するものでないことは明らか」で「都教委に過失があったと言わざるを得ず、国賠法上も違法性が認められる」として2人に各10万円の損害賠償を認めた。

16年6月、最高裁は全員一致で都教委の上告及び上告受理申し立てを棄却し「決定」を出した。したがって、控訴審判決が確定した。

3. この最高裁決定を一顧だにしなかった08年控訴審判決(19年3月)

この決定が最高裁の最新の判断であるにもかかわらず、08年控訴審判決は意図してそれが存在しないかのよ

うに無視し、根津については「過去の処分歴(等)」を甦えらせた。

根津の処分理由は、「君が代」不起立の職務命令 違反だけでなく、「OBJECTION HINOMARU KIMIGAYO」「強制反対 日の丸・君が代」のロゴが入ったトレーナーを日常の作業着として着用したことを職務命令 違反としていた。判決は、トレーナー着用と「過去の処分歴」を、停職6月処分を選択してよい「具体的な事情」だとして、処分を適法とした。処分を過重することは、都教委の裁量権の範囲であるとまで言い添えて。

「このトレーナーを以前から着用してきたが、着用禁止を言ったのは南大沢学園・尾崎校長だけ」と根津が主張したことに対し、都教委は「立川二中の校長から注意を受けたではないか」と、地裁の終わり近くになって主張し始め、高裁に移ってすぐに元校長の陳述書なるものを出してきた。「始業前に着用していたので注意したら、脱ぐか上に羽織ったので、市教委に報告はしなかった」という内容の。根津は日常的に着用していたので、当時の生徒5人に陳述書を出してもらった(お願いした5人ともが、着用を覚えていてくれた)。また、同じく着用していた都立高校教員の井黒さんに陳述書を出してもらい、証言にも立ってもらった。

しかし、控訴審判決は、当時の生徒たちの証言は全く取り上げず、元校長名の嘘の陳述書の、「(1回)注意した」のみを採用して、「福田校長から口頭で注意を受けていたのであるから、控訴人根津が、南大沢学園養護学校に勤務する以前、本件トレーナーを着用したことについて注意をする校長や副校長はいなかったとの主張は、前提を欠く。」と言った。井黒さんの、「同じロゴの入ったTシャツをたびたび着用していたが校長・副校長から注意を受けたことはなかった」旨の陳述書と証言について判決は、「学校側から注意を受けたことはなかったことが認められるけれども、井黒教諭のTシャツについては、Tシャツのロゴが小さめなので管理職が気付かなかったとみる余地もあるのであり…学校側がそのような着用行為について職務専念義務違反には当たらないものとしてこれを容認していたという事実がうかがわれず、判断を左右するとは言えない」と、都教委・裁判所にとって不都合な証拠は存在しないかのように触れずして、根津の停職6月処分を適法とした。「過去の処分歴」の使いまわしは裁量権の濫用であると、07年事件控訴審判決及び最高裁決定が判じたことを反故にして。

損害賠償請求については、「本件停職処分(河原井)時点では最高裁平成24年1月判決も平成19年3月の停職3月の処分を取り消した東京地裁の判決(平成26年3月24日言渡し)も出されておらず、…ただちに(都教委に)過失があったものとは認められない」と言い、訴えを棄却した。ここでも、07年事件控訴審判決には一切触れずに、それを反故にした。

4. 裁判の今後

09年事件については、18年10月3日に第1回控訴審があり、以降進行協議が続いています(第4回進行協議が9月9日に)。都側は、3月14日付08年事件控訴審判決をそのままコピーした準備書面(主張)を、4月5日の進行協議の際に提出してきた。08年事件控訴審判決に従えば、09年事件も根津処分は適法だということだ。

官邸が指名した、加計学園監事の木澤克之氏が最高裁の裁判官になったのが16年7月、翌年2月には山口厚・早大教授が同じく裁判官になり、以降、最高裁は安倍内閣に忖度する判決を出してきている。08年・09年事件の判決文を以前の判決文と比較すると、そのことがよくわかる(最高裁が以前は公正な判決を出していたとは全くとらえないが)。

一つ事例を挙げれば、「国権の最高機関である国会が制定した国旗国歌法」だから「国旗の掲揚や国歌の斉唱を通じて、これらを尊重する態度を育てるという学習指導要領の考え方が、誤った知識や一方的な観念を生徒に植え付けるような内容の教育を施すことを強制するようなものと評価することはできない。したがって、「『不当な支配』には当たらない。憲法13条、23条、26条に違反すると認めることもできない」と言う。

08年上告審及び09年控訴審では、江藤祥平・上智大准教授(憲法学)及び武田真一郎・成蹊大教授(行政法)に

意見書をお願いしている。